

令和4年度「高等学校段階の病気療養中等の生徒に対する ICT を活用した遠隔教育の調査研究事業」
事業実施計画書

教育委員会名 (北海道教育委員会)

1 提案理由及び目的等

(1) 現状と課題

本道においては、令和2年度及び令和3年度に、病気により30日以上入院した生徒の数は、45名となっている。

高等学校段階における入院生徒（以下、「入院生徒」という。）に対する学習支援については、在籍する高等学校において、プリント等の学習課題による添削指導や、病院や家庭を訪問して行う個別指導などを中心に行われているのが現状（表）である。しかし、本道の地域特性から、広域にわたり学校が分散している一方で、長期間の療養を要する入院生徒の受入病院は、札幌市など都市部に集中している傾向にあり、生徒の在籍する高等学校（以下、「在籍高校」という。）と遠距離である等の背景から、在籍高校の教員が訪問して指導を行うことが難しいことなどが課題となっている。

本道では、令和2年度に国から委託を受け、「高等学校段階における入院生徒に対する教育保障体制整備事業」に取り組んでおり、事業の対象となった生徒に ICT を活用した遠隔教育（同時双方向型、オンデマンド型）による学習支援を行い、令和2年度に本事業を活用した入院生徒は、全員、進級・卒業することができた。しかし、調査結果から、令和3年度の入院生徒に対する同時双方向での遠隔授業による指導は、該当校全体の2割にとどまっている状況である。また、有識者による検討会議においても、本事業における ICT を活用した学習支援の有効性は評価されたものの、調査結果等から、未だ教育保障を受けられていない入院生徒がいる可能性があることを踏まえ、より多くの学校に対して、本事業を周知することや、本事業の成果等を普及し、入院生徒に対する教育保障を推進するよう意見をいただいた。

また、現行の制度では、入院生徒が特別支援学校へ転学し、特別支援学校の教員による訪問教育を受け、退院後に在籍校へ復籍するという方法もあるが、生徒や保護者が転学を希望しない場合や、転学後の復籍を認めていない高校もあるため、特別支援学校へ転学する生徒はほとんどいない状況である。

これらの状況を踏まえ、入院生徒が安心して治療に臨むとともに学びを継続させるためには、ICT を活用した遠隔教育による教育保障を全道規模で充実させることが、重要な課題であると捉えている。

表 病気により30日以上入院した高校生の状況

(人)

| | | 令和3年度 | 令和2年度 |
|--------------------|-------------------|-------|-------|
| 病気等により30日以上入院した生徒数 | | 45 | 45 |
| 入院生徒の 状況 | 進級・卒業 | 33 | 39 |
| | 原級留置 | 6 | 2 |
| | 転学 | 5 | 1 |
| | (内、特別支援学校への転学) | 0 | 0 |
| | 休学 | 1 | 2 |
| | 退学 | 0 | 1 |
| 学習支援の 状況 | プリントやレポート等の添削指導 | 39 | 40 |
| | 訪問(対面)による指導 | 9 | 11 |
| | 同時双方向での遠隔授業による指導 | 9 | 7 |
| | 動画(オンデマンド)による学習支援 | 16 | 8 |

※令和3年度の数値は、令和4年2月24日の状況である。

(2) 目的

- ア 入院生徒に対する ICT を活用した効果的な遠隔教育の実施方法の研究及び普及の促進
- イ 入院生徒に対する入院から自宅療養、復学までの単位認定等を含めた切れ目のない教育保障体制の一層の充実
- ウ 特別支援学校のセンター的機能の活用による、病弱教育の専門性を生かした在籍高校への助言及び入院生徒への教育相談体制の一層の充実

2 事業内容

(1) 事業の実施体制

ア 入院生徒に対する ICT を活用した遠隔教育推進事務局

本事業の進捗状況の管理、関係機関との連絡調整、外部有識者による検討会議の運営、道立高校に対する指導・助言、事業の周知及び成果の普及に取り組むため、教育庁内に事務局を設置する。

- 構 成 員 高校教育課長
 高校教育課課長補佐
 高校教育課高校教育指導係
 特別支援教育課長
 特別支援教育課課長補佐
 特別支援教育課特別支援教育指導係
 ICT 教育推進課長
 ICT 教育推進課課長補佐
 ICT 環境支援係、ICT 教育指導係

イ 高等学校段階における入院生徒に対する教育保障検討会議

本道の入院生徒に対する教育保障体制の在り方、ICT を活用した遠隔教育の在り方について検討し、専門的な立場から助言を行う。

○ 構 成 員

| 種別 | 所属 | 役職等 |
|----------|------------------------|-----|
| 有識者 | 大学教員 | 教授 |
| 当事者団体 | 北海道がん患者連絡 | 代表 |
| 関係団体 | 一般社団法人北海道子どもホスピスプロジェクト | 会長 |
| 保護者団体 | 公益財団法人がんの子どもを守る会北海道支部 | 会長 |
| 医療機関 | 北海道大学病院 | 医師 |
| | 札幌医科大学附属病院 | 医師 |
| | 社会医療法人北楡会 北楡病院 | 医師 |
| | JA 北海道厚生連 札幌厚生病院 | 医師 |
| 高等学校 | 高等学校長会 | 役員 |
| 特別支援学校 | 特別支援学校長会 | 役員 |
| 北海道 | 道保健福祉部地域保健課 (がん対策グループ) | 課長 |
| 北海道教育委員会 | 高校教育課 | 課長 |
| | 特別支援教育課 | 課長 |
| | ICT 教育推進課 | 課長 |

ウ 研究推進校

本事業を通じて、ICT を活用した遠隔教育による学習支援を希望した生徒が在籍する高等学校をその都度、道教委が研究推進校として指定する。

エ 研究協力校

特別支援学校を道教委が研究協力校として指定する。

オ 協力病院

本事業の活用を希望する生徒が入院する病院を道教委が協力病院として指定する。

※エ、オについては、本道において入院生徒が多く、既に連携して教育保障に取り組んでいる実績のある病院及び特別支援学校をそれぞれ、協力病院及び研究協力校として当初指定する。協力病院以外の病院に入院する生徒が本事業の活用を希望した場合、当該病院及び在籍校の近隣の特別支援学校の了解のもと、協力病院及び研究協力校にそれぞれ追加指定し、道内全域を対象として事業を展開する。

| 協力病院（予定） | 連携する研究協力校 | 研究推進校 |
|------------------|------------|--------------|
| 社会医療法人北楡会 札幌北楡病院 | 北海道札幌養護学校 | 必要に応じてその都度指定 |
| JA 北海道厚生連 札幌厚生病院 | 北海道真駒内養護学校 | |
| 札幌医科大学附属病院 | 北海道手稲養護学校 | |
| 北海道大学病院 | 北海道拓北養護学校 | |
| 旭川医科大学病院 | 北海道東川養護学校 | |

(2) 取組内容

ア 道教委の取組内容

(ア) 研究推進校、研究協力校及び協力病院の指定

a 研究推進校の指定

高校教育課は、本事業を通じて、ICT を活用した遠隔教育による学習支援を希望した生徒が在籍する高等学校を研究推進校として指定し、入院生徒に対する ICT を活用した効果的な遠隔教育の実施方法及び入院から自宅療養、復学までの単位認定等を含めた切れ目のない教育保障体制の整備に関する実践研究を行う。

b 研究協力校の指定

高校教育課は特別支援教育課と連携して、小・中学校段階の児童生徒への訪問教育を継続的に実施している特別支援学校を研究協力校として指定する。また、必要に応じて、入院生徒の在籍校の近隣の特別支援学校を研究協力校として追加指定する。

c 協力病院の指定

高校教育課は特別支援教育課と連携して、道立特別支援学校が小・中学校段階の児童生徒への訪問教育を継続的に実施している病院を協力病院として指定する。協力病院以外の病院に入院している生徒が、本事業の活用を希望した場合、当該病院の了解のもと、協力病院として追加指定する。

(イ) ICT を活用した遠隔教育に係る支援

遠隔教育に係る制度の周知、研究推進校における機器の整備・設定等の支援を実施する。

(ウ) 高等学校段階における入院生徒に対する教育保障検討会議の開催

外部有識者、患者団体等、医療関係者、高等学校、特別支援学校、行政からなる検討会議を開催し、本道の入院生徒に対する教育保障体制の在り方、ICT を活用した遠隔教育の在り方について検討する。

(エ) 研究推進校による連絡調整会議の開催

研究推進校の取組が円滑に実施できるよう、研究推進校同士の情報交換の場を設けるとともに、課題について研究協議を実施、入院生徒に対する教育保障の充実を図る。

(オ) 入院生徒支援会議及び復学支援会議の開催

事業開始時に入院生徒の状況について共通理解を図り、必要な支援を確認するとともに、退院時に入院生徒が円滑に復学し、よりよい学校生活を送ることができるよう、必要に応じて、医療関係者、研究推進校、研究協力校及び道教委による会議を開催する。

(カ) ICT を活用した効果的な遠隔教育実践事例集の作成

研究推進校の取組をまとめ、実践事例集を作成しウェブページに掲載するとともに、全道立高等学校に配付し、入院生徒に対する遠隔教育の理解啓発の促進、教育保障体制の充実を図る。

(キ) 入院生徒に対する教育保障に係る研修の実施

入院生徒に対する教育保障について、医療関係者の協力を得ながら、必要に応じて、高等学校の管理職員を対象とした研修を実施する。

(ク) 入院生徒に対する教育保障に関する実態調査の実施

入院生徒に対する教育保障や復学支援に関する実態調査を実施し、状況を把握するとともに、必要に応じて学校に対し指導・助言する。

イ 研究推進校の取組内容

(ア) ICT を活用した遠隔教育による学習支援の実施

入院生徒に対して ICT を活用した遠隔教育（同時双方向型、オンデマンド型）による学習支援を実施するとともに、効果的な実施方法、学習状況の確認方法、単位認定及び評価方法等についての実践研究を行う。

(イ) 研究推進校による連絡調整会議への参加

各研究推進校による情報交換及び研究協議に参加し、入院生徒に対する教育保障の充実を図る。

(ウ) 復学支援会議への参加

退院時に入院生徒が円滑に復学し、よりよい学校生活を送ることができるよう、必要な支援を検討する。

(エ) 実践事例リーフレットの作成協力

入院生徒に対する教育保障の実践をまとめ、道教委の実践事例リーフレットの作成に協力する。

ウ 研究協力校の取組内容

(ア) 研究推進校に対する助言等

教育保障の開始時や研究推進校から依頼があった場合等に、特別支援教育（病弱教育）に関する専門的な助言や校内研修等での講演などを実施する。

(イ) 入院生徒に対する教育相談の実施

入院生徒から教育相談の申し出があった場合、教育保障の実施に関する教育的ニーズの把握や心理的な安定に向けた教育相談を実施する。

(ウ) 復学支援会議への参加

退院時に入院生徒が円滑に復学し、よりよい学校生活を送ることができるよう、必要に応じて、復学支援会議に参加し、専門的な立場から研究推進校に助言を行う。

エ 協力病院の取組内容

(ア) 入院生徒に対する情報提供

当該病院に高等学校段階の生徒が入院した際に、本事業の趣旨や実施方法等について、入院生徒及び保護者への周知を図る。

(イ) 教育保障実施のための環境整備

入院生徒に対する教育保障を実施するための場所の提供や時間の調整等、効果的な教育保障の実施に向けて環境の整備を行うとともに、入院生徒の体調の管理や緊急時に適切な対応ができる体制の構築に協力する。

3 事業により見込まれる成果及び普及の方法

(1) 事業により見込まれる成果

ア 入院生徒に対する ICT を活用した効果的な遠隔教育の実施方法、学習状況の確認、単位認定及び評価方法に関する実践事例の蓄積

イ 入院生徒の教育保障に係る高等学校における理解の促進及び意識の向上

ウ 対面での指導が難しい遠隔地間での学習支援に係る実践事例の蓄積及び研究推進校における成果等の普及

(2) 事業成果の普及

ア 高等学校、入院生徒及び保護者に対する教育保障に関する情報提供のためのリーフレットの作成・配付

イ 医療機関に対する本事業の概要を記載したリーフレットの周知及び院内への配付

ウ 入院生徒に対する教育保障に関する道教委ウェブページの改善・充実

エ 入院生徒に対する教育保障の実践事例を記載したリーフレットの作成

4 事業実施計画 ※令和3年度は実績

| 時期 | 内容 | 備考 |
|---------|--|---|
| (令和3年度) | | |
| 4月19日 | 第1回推進事務局会議 ・事業についての共通理解 ・事業実施体制に関する協議 | 教育庁担当課3名 ・高校教育課 ・特別支援教育課 ・ICT教育推進課 |
| 6月11日 | 事業の周知、研究推進校募集の通知 ・研究推進校の募集 | 通知先：道立高等学校、協力病院等 |
| 6月28日 | ICTを活用した学習支援の開始 ※実際は、各推進校の実態に応じて学習支援を前倒しで実施 | 6校6名 |
| 11月5日 | 第1回研究推進校連絡調整会議（各研究推進校教諭等） ・各推進校の取組状況報告 ・取組の充実に向けた協議 | 17名出席 |
| 12月16日 | 第1回検討会議開催 ・各研究推進校の取組状況について把握し、課題等へ助言 | 15名出席 |
| 2月1日 | 入院生徒に対する教育保障に関する実態調査 | ※道立学校対象 |
| 2月2日 | 先進地域とのオンライン会議（事務局職員） | 先進地域：京都市 |
| 2月16日 | 第2回研究推進校連絡調整会議兼第2回検討会議 ・各研究推進校の取組状況報告 ・入院生徒の教育保障の改善・充実に向けた協議 | 29名出席 |
| 3月17日 | 第2回推進事務局会議（書面開催を予定） ・各研究推進校の取組及び事業の成果等について報告 | 教育庁担当課 |
| 3月24日 | 入院生徒に対する教育保障の実践事例を記載したリーフレットの作成・配付 研究報告書の作成・配付 | 配付先： ・道内公立高等学校 ・道内各病院 ・市町村教育委員会 |

| | | |
|-----------------|--|--|
| (令和4年度) 4月中旬 | 第1回推進事務局会議 ・事業についての共通理解 ・事業実施体制に関する協議 | 教育庁職員 10名 |
| 4月下旬 | 事業の周知、研究推進校募集の通知 ・研究推進校の募集 | 通知先：道立高等学校、協力病院等 |
| 5月中旬 | ICTを活用した学習支援の開始 | ※可能な限り、年度始めから学習支援を前倒しで実施 |
| 6月上旬 | 第1回研究推進校連絡調整会議（各研究推進校教諭等） ・本事業について共通理解 ・取組の充実に向けた協議 | 12名 ・学校関係者 ・医療関係者 ・当事者団体等 |
| 7月中旬 | 第1回検討会議開催 ・各研究推進校の取組状況について把握し、課題等へ助言 | |
| 8月中旬 | 先進地域の視察（事務局職員1名） | 訪問先：仙台市等 |
| 11月中旬 | 第2回研究推進校連絡調整会議兼第2回検討会議 ・各研究推進校の取組状況報告 ・入院生徒の教育保障の改善・充実に向けた協議 | |
| 1月中旬 | 第3回研究推進校連絡会議 ・各研究推進校の取組状況報告 | ※進級・卒業の見通しについて把握 |
| 1月上旬 | 入院生徒に対する教育保障に関する実態調査 | ※道立学校を対象に実施 |
| 2月中旬 | 第2回推進事務局会議（書面開催） ・各研究推進校の取組及び事業の成果等について報告 | |
| 3月中旬 | 入院生徒に対する教育保障の実践事例を記載したリーフレットの作成・配付 研究報告書の作成・配付 | 配付先： ・道内公立高等学校 ・道内各病院 ・市町村教育委員会 |

5 所要経費

共通様式1に記載。第三者に再委託を行う場合は、共通様式2に記載。

6 連絡担当者

所属 北海道教育庁学校教育局高校教育課高校教育指導係

役職 主査

住所（〒060-8544 北海道札幌市中央区北3条西7丁目）

氏名 岩淵 啓介

電話番号 011-204-5764

E-mail アドレス iwabuchi.keisuke@pref.hokkaido.lg.jp

所要経費について

| |
|----------|
| 組織名 |
| 北海道教育委員会 |

(単位：円)

| 事業の経費項目 | 金額 | 積算内訳 |
|---------|-----------|--|
| 人件費 | | |
| 諸謝金 | 360,000 | 【検討会議委員謝金】 6人×3回×2.0H×@10,000円=360,000円 (委員内訳) 有識者 1名 関係団体 3名 医療機関 2名 |
| 旅費 | 479,340 | 【検討会議出席旅費】 6人×3回×@2,100円=37,800円 2人×3回×@3,200円=19,200円 【協力病院との打合せ旅費】 12校×1回×@24,300円=291,600円 【研究推進校及び協力病院における指導場面視察旅費】 1人×1回×@24,300円=24,300円 【先進事例視察旅費】 1人×1回×@53,220円=53,220円 【連絡協議会出席旅費】 1人×1回×@53,220円=53,220円 |
| 借損料 | | |
| 印刷製本費 | | |
| 消耗品費 | 1,228,770 | 【遠隔教育用機器】 タブレットPC 12校×1台×@52,580円=630,960円 キーボード 12校×1台×@11,550円=138,600円 ルーター 12校×1台×@9,900円=118,800円 ヘッドセット 12校×1台×@1,980円=23,760円 タブレットスタンド 12校×1台×@3,370円=40,440円 プリンタ 12校×@16,610円=199,320円 プリンタインク 12校×@5,720円=68,640円 |

| | | |
|-----------|-----------|---|
| | | コピー用紙 5箱×@1,650円=8,250円 |
| 図 書 購 入 費 | | |
| 会 議 費 | | |
| 通 信 運 搬 費 | 902,400 | 【Wi-Fi通信料】 12校×11月×@6,500円=858,000円 【郵送料】 12校×2回×@1,850円=44,400円 |
| 雑 役 務 費 | | |
| 再 委 託 費 | | |
| 計 | 2,970,510 | |

- 1 積算にあたっては、事業の内容との関係を十分に考慮すること。
- 2 「積算内訳」については積算根拠を明確に記載すること。

学校教育振興事業の講師等に対する謝金の支給基準

北海道教育庁学校教育局高校教育課

| 区 分 | | 1 時 間 当 た り の 金 額 | |
|-----------------------|-----------|-------------------|---------------------|
| | | 4 時 間 以 内 の 講 演 等 | 4 時 間 を 越 え る 講 演 等 |
| 大 学 ・ 短 大 | 学長・学部長 | 10,000 ～ 20,000 円 | 10,000 ～ 15,000 円 |
| | 教授 | 8,000 ～ 16,000 | 6,000 ～ 14,000 |
| | 准教授・助教・講師 | 6,000 ～ 12,000 | 4,000 ～ 10,000 |
| 官 公 庁 | 国の課長・補佐等 | 4,000 ～ 6,000 | 3,000 ～ 5,000 |
| | 国の係長・その他 | 3,000 ～ 4,000 | 2,000 ～ 3,000 |
| 民 間 | 会社社長・重役等 | 6,000 ～ 15,000 | 5,000 ～ 12,000 |
| | 会社の部課長等 | 5,000 ～ 12,000 | 4,000 ～ 10,000 |
| | その他 | 3,000 ～ 8,000 | 2,000 ～ 6,000 |
| そ の 他 | 医師 | 10,000 ～ 20,000 | 8,000 ～ 16,000 |
| | 市町村の教育長 | 6,000 ～ 10,000 | 4,000 ～ 8,000 |

注1 市町村等の非常勤職員及び財団法人、社団法人の職員については、官公庁の区分に準拠し、支給単価等を定めること。

2 上記によりがたい場合は、個々に支給単価等を定めるものとする。

参 考

教職員研修事業及び学校教育振興事業の講師等の旅費支給に係る格付け基準

学校教育局高校教育課

| 級 | 区 分 |
|-------|---|
| 8 級相当 | 1 大学、短大の学長、学部長、教授 2 民間会社若しくは民間団体の社長、重役、役員等又は学識経験者 3 私立高・特殊教育諸学校の校長（相当する職を含む。） |
| 7 級相当 | 1 大学、短大の准教授、講師 2 民間会社若しくは民間団体の部長、課長等又は学識経験者で職歴から 8 級相当と認められないもの 3 私立高・特殊教育諸学校の教頭（相当する職を含む。） 4 私立小・中学校の校長・教頭（相当する職を含む。） 5 私立幼稚園園長、副園長（相当する職を含む。） |
| 6 級相当 | 1 私立高・特殊教育諸学校の教員等 2 私立小・中学校の教員等 3 私立幼稚園の教員等 |

- 1 国・道・市町村の職員、議員については、その本職相当の格付けとする。
- 2 国公立幼・小・中・高・特殊教育諸学校の校長、教員等については、その本職相当の格付けとする。

北海道職員等の旅費に関する条例 旅行雑費、宿泊料等

○ 内国旅費（旅行雑費、宿泊料、宿泊雑費、食卓料、移転料、移転雑費） ～ 北海道職員等の旅費に関する条例 別表第 1

1 旅行雑費、宿泊料、宿泊雑費及び食卓料

| 区分 | 旅行雑費 (1日につき) | 宿泊料(1夜につき) | | 宿泊雑費 (1夜につき) | 食卓料 (1夜につき) |
|----------|-----------------|------------|---------|-----------------|----------------|
| | | 甲地方 | 乙地方 | | |
| 特定職員 | 1,500円 | 14,800円 | 13,300円 | 1,500円 | 3,000円 |
| 特定職員以外の者 | 1,100円 | 10,900円 | 9,800円 | 1,100円 | 2,200円 |

2 移転料

(1) 運送事業者により移転に伴う家財の輸送を行う場合 次の表の左欄に掲げる場合の区分に応じ、同表の当該右欄に掲げる額を上限額とする。

| 区分 | 上限額 |
|---------------------------|----------|
| 旧在勤地及び新在勤地がいずれも北海道内である場合 | 374,000円 |
| 旧在勤地又は新在勤地のいずれかが北海道外である場合 | 558,000円 |

(2) (1)以外の場合 50,000円

3 移転雑費

| 区分 | 甲地方 | 乙地方 |
|----------|---------|---------|
| 特定職員 | 35,600円 | 32,600円 |
| 特定職員以外の者 | 26,200円 | 24,000円 |

○ 甲地一覧(内国旅行)

～ 北海道職員等の旅費支給規則 別表第 4

| 都道府県名 | 地域 |
|-------|-------|
| 埼玉県 | さいたま市 |
| 千葉県 | 千葉市 |
| 東京都 | 特別区 |
| 神奈川県 | 横浜市 |
| | 川崎市 |
| | 相模原市 |
| 愛知県 | 名古屋市 |
| 京都府 | 京都市 |
| 大阪府 | 大阪市 |
| | 堺市 |
| 兵庫県 | 神戸市 |
| 広島県 | 広島市 |
| 福岡県 | 福岡市 |

○ 外国旅費（日当、宿泊料、食卓料、移転料、支度料、死亡手当）

～ 北海道職員等の旅費に関する条例 別表第 2

1 日当、宿泊料及び食卓料

| 区分 | 日当(1日につき) | | | | 宿泊料(1夜につき) | | | | 食卓料 (1夜につき) | |
|-----------------|-----------|--------|--------|--------|------------|---------|---------|---------|----------------|--------|
| | 指定都市 | 甲地方 | 乙地方 | 丙地方 | 指定都市 | 甲地方 | 乙地方 | 丙地方 | | |
| 7級以上の職務にある者 | 特定職員 | 8,300円 | 7,000円 | 5,600円 | 5,100円 | 25,700円 | 21,500円 | 17,200円 | 15,500円 | 7,700円 |
| | その他の者 | 7,200円 | 6,200円 | 5,000円 | 4,500円 | 22,500円 | 18,800円 | 15,100円 | 13,500円 | 6,700円 |
| 6級以下3級以上の職務にある者 | 6,200円 | 5,200円 | 4,200円 | 3,800円 | 19,300円 | 16,100円 | 12,900円 | 11,600円 | 5,800円 | |
| 2級以下の職務にある者 | 5,300円 | 4,400円 | 3,600円 | 3,200円 | 16,100円 | 13,400円 | 10,800円 | 9,700円 | 4,800円 | |

(備考) 船舶及び航空機による旅行の日当 ～ 丙地方の定額(外国を出発した日及び外国に到着した日を除く。)

※指定都市及び各地方に該当する国については、地域別の別表を参照のこと。

2 移転料

| 区分 | 鉄道 | | | | | | | | | | |
|-----------------|----------------------------|--------------------|----------------------|------------------------|---|------------------------|-------------------------|--------------------------|--------------------------|------------|----------|
| | 100km未満 | 100km以上 500km未満 | 500km以上 1,000km未満 | 1,000km以上 1,500km未満 | 1,500km以上 2,000km未満 | 2,000km以上 5,000km未満 | 5,000km以上 10,000km未満 | 10,000km以上 15,000km未満 | 15,000km以上 20,000km未満 | 20,000km以上 | |
| 7級以上の職務にある者 | 世帯 | 141,000円 | 188,000円 | 269,000円 | 338,000円 | 425,000円 | 521,000円 | 575,000円 | 628,000円 | 680,000円 | 734,000円 |
| | 単身 | 70,500円 | 94,000円 | 134,500円 | 169,000円 | 212,500円 | 260,500円 | 287,500円 | 314,000円 | 340,000円 | 367,000円 |
| 6級以下4級以上の職務にある者 | 世帯 | 116,000円 | 154,000円 | 220,000円 | 276,000円 | 348,000円 | 428,000円 | 471,000円 | 514,000円 | 556,000円 | 601,000円 |
| | 単身 | 58,000円 | 77,000円 | 110,000円 | 138,000円 | 174,000円 | 214,000円 | 235,500円 | 257,000円 | 278,000円 | 300,500円 |
| 3級以下の職務にある者 | 世帯 | 95,000円 | 126,000円 | 180,000円 | 226,000円 | 285,000円 | 350,000円 | 386,000円 | 421,000円 | 456,000円 | 493,000円 |
| | 単身 | 47,500円 | 63,000円 | 90,000円 | 113,000円 | 142,500円 | 175,000円 | 193,000円 | 210,500円 | 228,000円 | 246,500円 |
| 加算額 | ① 2人以上の扶養親族を随伴する場合 | | | | 1人を超える者ごとに、定額にその15/100に相当する額 | | | | | | |
| | ② 外国在勤の職員が赴任を命ぜられた場合 | | | | 定額にその10/100に相当する額 ※ ①の場合には、その加算額を含む。 | | | | | | |
| | ③ 水路又は陸路につき特に多額の運賃を必要とする場合 | | | | (水路) 定額の45/100に相当する額の範囲内 (陸路) 定額の35/100に相当する額の範囲内 ※ ①及び②の場合には、その加算額を含む。 | | | | それぞれ人事委員会規則で定める額に相当する額 | | |

(備考) 1 水路及び陸路1キロメートルをもって鉄道1キロメートルとみなす。

3 航空賃、支度料、旅行雑費

| 区 分 | 対 象 経 費 |
|--------|---|
| ① 航空賃 | 航空賃の他に、燃油サーチャージ、航空保険料、空港利用税(施設使用料等)を含む。 |
| ② 支度料 | スーツケース、変圧器等の賃借料、外国旅行傷害保険料、儀礼品購入費など |
| ③ 旅行雑費 | 旅券交付手数料、査証手数料、予防注射料、外貨交換手数料、出入国税など |

4 支度料及び死亡手当

| 区 分 | 支 度 料 | | | 赴 任 | 死亡手当 |
|---------------|--|--------------|----------|----------|----------|
| | 出 張 | | | | |
| | 旅 行 期 間 | | | | |
| | 1月未満 | 1月以上 3月未満 | 3月以上 | | |
| 9級の職務にある者 | 78,160円 | 94,910円 | 111,650円 | 190,000円 | 580,000円 |
| 8級又は7級の職務にある者 | 70,070円 | 85,090円 | 100,100円 | 180,000円 | 520,000円 |
| 6級の職務にある者 | 66,030円 | 80,180円 | 94,330円 | 165,000円 | 490,000円 |
| 5級又は4級の職務にある者 | 61,990円 | 75,270円 | 88,550円 | 150,000円 | 460,000円 |
| 3級の職務にある者 | | | | 120,000円 | |
| 2級の職務にある者 | 53,900円 | 65,450円 | 77,000円 | 90,000円 | 400,000円 |
| 1級の職務にある者 | | | | 80,000円 | |
| 支度料の限度額 | 支度料の実費額は、支度料の定額を限度とする。 ※1 旅行期間15日未満の出張の場合 旅行期間1月未満の定額の1/2を限度とする。 ※2 外国留学する職員 支度料の実費額は、3万円を限度とする。 | | | | |